

田主丸テニスコート人工芝張替修繕仕様書

1 件 名

田主丸テニスコート人工芝張替修繕

2 履行期間

契約締結日から130日間

3 修繕内容

田主丸テニスコート（Dコート）の人工芝の張替を行うもの。

4 適用

本仕様書及び図面に記載されていない事項については、下記の図書を適用するものとする。

- （1）屋外スポーツ施設の建設指針（令和5年改訂版：（公財）日本スポーツ施設協会）
- （2）テニスコートの建設マニュアル（日本テニス協会）

5 既設人工芝撤去

- （1）撤去する張芝位置を決定し、墨出しに基づき基層を傷めないように切断する。
- （2）人工芝撤去後は、下地表面に屑等が残存しないよう清掃する。

4 砂入り人工芝

（1）砂入り人工芝仕様

使用する砂入り人工芝は表1に定める仕様を満たすこととし、受託者は着手前に材料承認願を提出し、監督職員の承認を得ること。

表1 材料仕様

項 目		仕 様
パイル	素材	超高耐久高密度ポリエチレン同等以上
	製法（形状）	微細網目スプリット・ヤーン同等以上
	長（丈）	19mm
	織度/密度	織度11，000dtex同等以上
	厚み	110μ（ミクロン）以上
	色	グリーン2色濃淡が可能なこと。ライン用は白色。
基布素材		耐候性ポリプロピレン製平織同等以上
バックング材質		SBRラテックス同等以上
ライン		剥離等の弱点となるジョイント（芝同士の繋ぎ目）数を軽減する為にサービライン、サービスセンターライン以外は工場織り込みの製品とする

ジョイントテープ	ポリエステル製・幅300mm程度
接着剤	合成樹脂系接着剤
充填目砂	粒度調整珪砂

(2) 施工に関する特記事項

- ①センター金具やネットポストを基準にポイントを出し、各ラインの墨出しを行う。
- ②人工芝の敷き込みは人力又は砂撒き機を用い人工芝を牽引し敷き広げる。
- ③人工芝両端に出た余分な基布をカットする。
- ④ジョイント位置に300mm幅のジョイントテープを用い施工。
- ⑤施設したジョイントテープ上に接着剤を塗布（塗布幅200mm以上、使用量は0.2kg/m）
- ⑥人工芝を貼り合わせる。（人工芝の糸に接着剤が付着しないよう張り合わせ）
- ⑦目砂散布は、砂撒き機を用い均等に散布し、その後砂撒き機を用いてパイルを起こしながら充填する。（目砂充填量：25.0kg/m²以上とし、砂のレベルから約1mm人工芝毛先が突出させる）
- ⑧不具合がないかを確認し、砂撒き機にブラシを取り付け全体ブラッシングで仕上げを行う。

5 留意事項

- (1) 修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
- (2) 作業日時は、市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
- (3) 修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また久留米市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 本修繕にあたっては、「久留米市発注土木系工事における提出書類」に示す書類を参照し、必要書類を提出すること。

田主丸テニスコート人工芝張替工事 特記仕様書

令和8年度

久留米市

市民文化部 体育スポーツ課

作成: 令和8年9月

特記仕様書

1. 適用	(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。 (2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。 ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) □ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) □ 水道実務必携(全国簡易水道協会) □ 水道工事標準仕様書(日本水道協会) □ 給水装置工事設計施工指針(久留米市企業局) □ 道路土工指針 □ コンクリート標準示方書 □ 防護柵の設置基準・同解説((社)日本道路協会) ■ 屋外スポーツ施設の建設指針(令和5年度改訂版)((公財)日本スポーツ施設協会) □
2. 共通事項	
①他工事との調整	□ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。 下記の発注工事と調整を図ること。 □ 久留米市発注の工事 () □ 久留米市企業局発注の工事 () □ その他官公庁関係の工事(発注者) () □ 九州電力発注の工事 □ NTT発注の工事 □ その他通信事業者の工事(企業名) () □ その他の工事(発注者) ()
②事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。 下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。 ■ 着工前測量 (施工面積) □ 上空調査 () □ 地下調査 () □ 影響調査 () □ その他 ()
③本工事の制限	■ 本工事の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。 □ 施工内容 () □ 施工時期 () ■ 施工時間 (9:00～17:00) □ その他 () □ 無 ※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。

④週休2日に関する事項	☐ 週休2日の試行対象工事 (1) 試行内容については、「久留米市週休2日工事試行要領(土木)」によること。ただし、間接工事費等の補正については、当初設計時より「月単位」の4週8休補正率で計上している。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑤遠隔臨場検査に関する事項	遠隔臨場の試行対象工事 (1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑥情報共有システムに関する事項	情報共有システムの試行対象工事 (1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑦ワンデーレスポンスについて	ワンデーレスポンスの実施 本工事は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑧ウィークリースタンスについて	ウィークリースタンスの試行対象工事 本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑨産業廃棄物の運搬・処分	(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。 (2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。 (3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 (4) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。 (5) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。 (6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。 (7) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。 ☐ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により 「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、「コブリス・プラス」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
⑩事後調査	☐ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。 下記の後調査については、その結果を監督職員に報告すること。 ☐ 竣工時測量 () ☐ 上空復元報告 () ☐ 地下調査報告 () ☐ 影響調査報告 () ☐ その他 ()

3. 土工				
①残土(建設発生土)処分	☐ 改良土プラント施設処分地の指定(下記)			
	処分地の名称		所在地	
設計の搬出先を上記に示す。 ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。 なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。 COBRIS対象工事は、工事着手前までに「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、コブリス・プラス対象工事は「土砂受領書」もあわせて提出すること。				
②埋戻し	☐ その他処分地の指定(下記)			
	処分地の所在地		受入側の工事名又は事業名	
設計の搬出先を上記に示す。 処分方法等については、監督職員の指示による。 コブリス・プラス対象工事は、工事着手前までに「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、コブリス・プラス対象工事は「土砂受領書」もあわせて提出すること。 建設発生土を民間地に搬出する場合、盛土規制法の許可を受けるなど搬出先が適正であることを確認すること。				
☐ 材料指定有り				
☐ 再生利用土 ()				
☐ 購入土(下記)				
☐ その他(下記)				
材料名		条件		
☐ 材料指定無し				
4. コンクリート工				
①生コンクリート仕様	☐ 下記仕様による			
	種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ
☐ 一般仕様書による				
②セメントの指定	☐ 下記仕様による			
	☐ 高炉セメントB種			
	☐ 普通ポルトランドセメント			
☐ その他()				
☐ 一般仕様書による				
③水:セメント比	☐ 水:セメント比に指定有り(鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートは60%以下とする。)			
	☐ 水:セメント比は標準とする			

7. その他									
①付帯工	☐ 付帯工にあたり下記指定事項有り <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>工種</th><th>指定事項</th></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	工種	指定事項						
工種	指定事項								
②材料規格指定について	☐ JIS規格 ☐ 材料規格に下記指定事項有り <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>品名</th><th>備考</th></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	品名	備考						
品名	備考								
③本工事の注意事項	■ 指定事項無し ☐ 本工事は田主丸小学校の正門から半径500m以内の指定通学路を施工するため、十分な安全対策を講じること。 ☐ 本工事は来客者用駐車場を保有する店舗の沿線を施工するため、出入口の確保を講じること。 ☐ 本工事は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を施工するため、緊急車両の通行や迂回路の確保を講じること。 ☐ 本工事は夜間工事のため周辺家屋等への環境対策を講じること。 ■ 施設管理者(道路)等による本工事の注意事項 (施設利用者に対し、十分な安全対策を講じること。) ☐ 本工事は概算数量設計のため別紙仕様書有り ☐ ○○○の資材単価については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い特別調査が困難であったため、発注時は見積りにより○○○○○○円(税抜き)と設定している。本資材単価については、契約後の特別調査の結果次第では設計変更の対象となる。 (1) 本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および工事中止等の協議を行うため、受注者は、「設計変更協議会」の開催を求めることができる。 ただし、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前(工期が60日以下の工事については20日前)までに行なうものとする。 (2) その他、本工事に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。 (3) 現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。 (4) 受注者は、本工事に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。 (5) 代価表については、原則的に添付しない。								

④交通誘導員	☐ 交通誘導員有り ☐ 指定路線での工事 (第1条) 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。 <table border="1" data-bbox="523 407 1345 725"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>資 格 要 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td><td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者</td></tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td><td> ・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者 </td></tr> </tbody> </table> (第2条) 本工事における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。 ☐ 指定路線外での工事 (第1条) 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。 配置箇所 ☐ 施工区間の前後 ☐ 交差点部 ☐ その他 (歩行者誘導1人) ☒ 交通誘導員無し 交通誘導員については、原則設計計上しない。	資 格	資 格 要 件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者
資 格	資 格 要 件						
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者						
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者						
8. 共通仮設費							
1) 運搬費	☐ 指定事項有り ☒ 指定事項無し						
2) 準備費	☐ 指定事項有り ☒ 指定事項無し						
3) 事業損失防止 施設費	☐ 指定事項有り ☒ 指定事項無し						
4) 安全費 工事標識、 保安施設標識	工事標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。						

5) 役務費	☐ 指定事項有り		
	☐ 借地 () ☐ 電力 ☐ 用水 ☐ その他		
	☐		
	☒ 指定事項無し		
6) 技術管理費	☐ 指定事項有り		
	☐		
	☒ 指定事項無し		
7) 営繕費	☐ 指定事項有り		
	☐		
	☒ 指定事項無し		
8) 現場環境改善費	☐ 指定事項有り		
	☒ 指定事項無し		
9. 現場管理費			
支給品等	☐ 本工事に於いて支給品等有り		
	☐ 支給品等有り		
	品名	場所	延長
☒ 支給品等無し			
10. 検査			
① 中間検査	☐ 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。		
	☐ 部分使用検査	(	)
	☐ 随時検査	(	)
	☐ 材料検査	(	)
	☐ その他	(	)
② 社内検査	工事の適正な品質を確保するため、自主的な社内検査を実施。 なお、社内検査報告書の提出は必要ありません。		
11. 提出書類等			
① 施工計画書の提出 について	(1) 施工計画書の提出(当初請負額5,000万円以上の場合)		
	(2) 施工計画書(簡易版)の提出(当初請負額5,000万円未満の場合)		
	ただし、「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。		
	また、道路使用許可を要する場合、道路使用許可を受けた時点で速やかに「交通安全管理計画書」を提出すること。		
	なお、下記事項については、監督職員と協議し提出すること。		
	記載事項	内容	

②工事の一部を下請に出す場合	①施工体制について 受注者は、下請工事がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。 また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。 なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。 (1) すべての工事 … 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※工事外注計画書・下請契約報告書の提出は不要 ②下請人の市内優先活用 受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。 また、下請契約の相手方を市外業者(市内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出すること。
12. 追記事項	
①工事各種保険	第三者保険の加入 (1) 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。 法定外の労災保険の付保 (2) 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。
②公共事業各種調査等に対する協力	(1) 公共事業各種調査の協力について 本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について 本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。 (3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について 本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者(当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
③下請負人等の選定	(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。 (2) 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
④暴力団排除に関する事項	受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。 (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項	受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。 (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。						
⑥暴力団等排除連携会議に関する事項	予定価格1.5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事(工場製作工程が主たる工程となる工事を除く)の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)に加入しなければならない。 (2) 受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。 (3) 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。 <table border="1" data-bbox="520 752 1345 873"> <thead> <tr> <th>予定価格による設置基準</th><th>会議形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td><td>総 会</td></tr> <tr> <td>1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td><td>研修会</td></tr> </tbody> </table> 総 会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議 研修会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議	予定価格による設置基準	会議形態	5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総 会	1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会
予定価格による設置基準	会議形態						
5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総 会						
1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会						

契約に関する特記仕様書

（監理技術者の兼務）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

 - （１） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４） 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事をひとつの工事とみなす。
 - （５） 特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事ではない。
 - （６） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９） 本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
4. 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

（専任を要する主任技術者の兼務）

請負代金が4,500万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

ただし、兼務する工事の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

（現場代理人の兼務）

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・ 兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
- ・ 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・ 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・ 監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの工事現場の現場代理人の兼務を認める。

- ・ 兼務する工事の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事であること。
- ・ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・ 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・ 監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

（着工届）

工事に着手（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しようとするときは、着工する前日までに書面により届けなければならない。

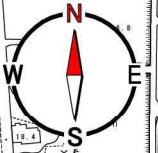
着工届は、工程表と合わせて契約締結日の翌日から7日以内に提出すること。

当初設計書		設 計		精 算	
修繕番号：第 号 会計年度：令和 8 年度 事業名：体育施設維持補修事業 修繕名：田主丸テニスコート人工芝張替修繕 設計部課名：都市建設部公園緑化推進課 修繕場所：久留米市 田主丸町田主丸 地内 履行期間：130日間 単価世代：令和08年09月01日 公共 諸経費率：公共 令和08年04月01日					
設 計 の 概 要	(当初設計) 既設人工芝撤去 A=704m2 砂入り人工芝設置 A=704m2				

修 繕 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
修繕費	1	式				
既設人工芝撤去工	704	m2			単 1 号	
既設人工芝運搬処分	12.4	m3			単 2 号	
砂入り人工芝設置工 超高耐久ポリエチレン・スプリットヤーン t=19mm 厚さ110μm繊維度11,000dtex 白色ライン 目砂含む	704	m2			単 3 号	
直接委託費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純委託費	1	式				
現場管理費	1	式				
委託原価	1	式				
一般管理費等	1	式				

修 繕 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
委託価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

位置図



修繕場所

田主丸町野田

田主丸デニスコート

田主丸中学校

田主丸
勤労青少年
ホーム

水分小学校

田主丸ソフト
ボール場

田主丸保育所

久留米市

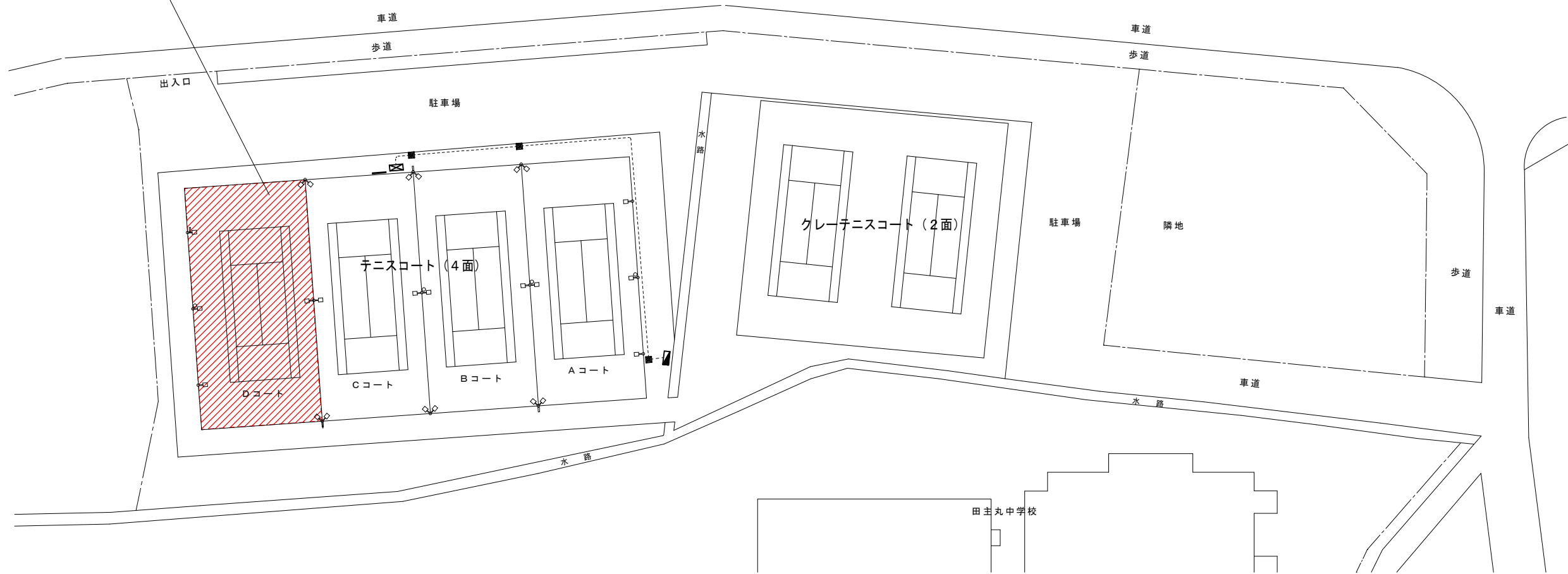
砂入り人工芝詳細図 1/2



使用する砂入り人工芝の部材仕様は、下記の内容を満たすこととする。

項 目		仕 様
パ イ ル	素材	超高耐久高密度ポリエチレン同等以上
	製法（形状）	微細網目スプリット・ヤーン同等以上
	長（丈）	1 9 mm
	織度/密度	織度 1 1 , 0 0 0 tex同等以上
	厚み	1 1 0 μ（ミクロン）以上
	色	グリーン2色濃淡が可能なこと。ライン用は白色。
基布素材		耐候性ポリプロピレン製平織同等以上
パッキング材質		S B Rラテックス同等以上
ライン		剥離等の弱点となるジョイント（芝同士の繋ぎ目）数を軽減する為にサービスライン、サービセンタ－ライン以外は工場織り込みの製品とする。
ジョイントテープ		ポリエステル製・幅3 0 0 mm程度
接着剤		合成樹脂系接着剤
充填目砂		粒度調整珪砂

既設人工芝撤去 A=704m2
砂入り人工芝設置 A=704m2



テニスコート平面図 1/750